

山形県総合政策審議会条例

平成 13 年 3 月 23 日

山形県条例第 8 号

山形県総合政策審議会条例をここに公布する。

山形県総合政策審議会条例

(設置)

第 1 条 県の総合的な発展に資する重要な政策について調査審議するための附属機関及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 1 項に規定する合議制の機関として、山形県総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、前 2 項に規定するもののほか、国土利用計画法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第 1 項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

第9条 審議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(山形県総合開発審議会条例及び山形県国土利用計画地方審議会条例の廃止)

2 山形県総合開発審議会条例(昭和25年8月県条例第35号)及び山形県国土利用計画地方審議会条例(昭和49年10月県条例第51号)は、廃止する。